

政令第十四号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十五号）の施行に伴い、並びに青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第七項及び第十八条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「携帯電話端末又はPHS端末に組み込まれたブラウザ（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）をいう。第三条において同じ。）」を「同項に規定する携帯電話端末等」に改める。

第二条中「第十八条ただし書」を「第十七条ただし書」に改める。

第三条中「第十九条ただし書」を「第十八条ただし書」に、「同条に規定する機器」を「インターネット接続機器」に改め、「ブラウザ」の下に「（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）をいう。）」を加え、「当該機器の」を「インターネット接続機器の」に、「蓋然性」を「蓋然性」に、「当該機器が」を「インターネット接続機器が」に、「一万台」を「、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微なものとして経済産業大臣が告示で定める台数」に、「機器を」を「インターネット接続機器を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年二月一日）から施行する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

2 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号(30)中「第十二条第一項」を「第八条第一項」に改める。

理由

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、携帯電話インターネット接続役務の定義を整備するほか、インターネット接続機器の製造事業者の義務が適用除外となるインターネット接続機器の販売数量の基準を見直す必要があるからである。